

## 長期優良住宅の認定に係る技術的審査料金

【区分の範囲】 法第6条第1項のうち第3号を除く第1項第1号から第5号口まで  
 (長期使用構造等評価+住戸面積・維持保全計画・資金計画)

単位:円

審査依頼の種別	戸建・共同住宅の別		
	戸建住宅	共同住宅等 (M : 戸数)	
当センターに設計住宅性能評価 申請と同時に申請をする場合	型式認定・製造者認証	5,140	5,140 + 1,020 × M
	上記以外	5,140	5,140 + 2,050 × M
単独で申請をする場合	型式認定・製造者認証	31,880	48,340 + 5,140 × M
	上記以外	40,110	61,710 + 12,340 × M

\* 併用住宅は、共同住宅等の料金とする

\* 計画変更の場合は、それぞれの金額の2分の1とする。(10円未満切捨て)